

配偶者暴力相談支援センターの機能整備について

(付議の要旨)

配偶者等暴力被害者(以下「DV被害者」という)の相談支援体制の一層の強化・充実に向け、区において「配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備する。

1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配暴法」という)では、その第2条において、国および地方公共団体の責務として、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」と規定している。また、平成19年の同法改正により、区市町村は、配偶者暴力対策基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という)の機能整備についても、努力義務とされた。

区では、平成30年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、男女共同参画の基本的な施策として「ドメスティック・バイオレンスの根絶」を掲げるとともに、DV被害者支援に関わる所管において、支援に関する具体的な仕組みや課題解決に向けた体制づくりについて検討を進めてきた。これを受け、今般、生活文化部人権・男女共同参画担当課を中心に「支援センター」に求められる機能を整備するとともに、各総合支所保健福祉センター生活支援課子ども家庭支援センター(以下「子家セン」という)をはじめとする庁内関係所管との連携を強化し、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用に努め、配偶者等暴力被害者支援に取り組む。

2 支援センター機能の整備

区においては人権・男女共同参画担当課を中心とし、子家センをはじめとする庁内関係所管と連携して支援センターに求められる機能を整備する。

支援センターの機能は以下(1)の6つの業務及び(2)の3つの業務を言う。

(1)「配暴法」に掲げられている業務

相談及び相談機関の紹介

被害者の心身の健康回復のための医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導

被害者の緊急時における安全確保及び一時保護

自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供や援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

- (2) 支援センターとなることで、新たに自ら実施できる業務
 - 通報関係業務
 - 保護命令関係業務
 - 配偶者暴力被害相談の証明関係業務
 - 別紙 1 「配偶者暴力相談支援センターの業務について」
 - 別紙 2 「配偶者暴力相談支援センター機能全体図」参照

3 新たに自ら実施できる業務についての考え方

- (1) 通報関係業務 (上記 2 (2))
 - 人権・男女共同参画担当課及び子家センで対応する。
- (2) 保護命令関係業務 (上記 2 (2))
 - 人権・男女共同参画担当課が、該当する被害者の相談記録を子家センに確認した上で作成し、裁判所あて提出する。
 - (年間想定件数 : 2 件程度 センター機能既整備済自治体の実績より)
- (3) 配偶者暴力被害相談の証明関係業務 (上記 2 (2))
 - 東京都女性相談センターで発行していた健康保険・年金事務の支援措置や、母子・父子・寡婦法に係る証明等における相談事実証明書について、人権・男女共同参画課において発行する。
 - なお、住民基本台帳事務における支援措置申出書への証明は従来どおり警察署等による発行とする。
 - (平成 2 8 年度 東京都女性相談センター証明 1 0 件 (4/1-3/31 発行数))
 - 平成 2 9 年度 東京都女性相談センター証明 1 1 件 (4/1-3/31 発行数))

4 支援センター機能整備にあわせ、区で新たに実施する事項(別紙 3 - 1、3 - 2 参照)

- (1) DV 相談専用ダイヤルの設置 (相談機能の充実)
 - DV 被害は本人の意思決定を尊重するため、周辺情報から具体的な支援を開始することができない。このため、以下のとおり「DV 相談専用ダイヤル」を設置し、本人からの相談電話を子家センが直接受け、具体的な支援を開始できる機会を拡大する。
 - ・開設時期 : 平成 3 0 年 1 2 月 3 日 (月)
 - ・開設時間帯 : 月 ~ 金 (祝日および年末年始を除く) の 8 : 3 0 から 1 7 : 0 0
 - ・子家セン、または委託先が DV 被害者本人等の相談や家族・関係機関・近隣等の通報に対応する。
- (2) (仮称) DV 等相談記録管理システムの開発
 - DV の相談記録は、現状では各総合支所が個々に紙台帳で管理しているため、一元的な相談記録の管理ができていない。(仮称) DV 等相談記録管理システムの構築に向けて、3 1 年度中のシステム稼働をめざし検討を進める。

5 機能整備にかかる費用（概算）

平成30年度 合計 1,830,000 円（第2次補正予算対応予定）

（内訳）

| | |
|-------------------|-------------|
| D V相談専用ダイヤル委託料 | 1,620,000 円 |
| D V相談専用ダイヤル開設準備経費 | 165,000 円 |
| D V相談専用ダイヤル回線利用料 | 45,000 円 |

6 その他D V被害者支援に関わる取組み（別紙4参照）

（1）庁内連携会議および作業部会の実施

総合支所保健福祉3課や人権・男女共同参画担当課をはじめ、D V被害者支援に関わる課・係が、情報・事例の共有を図るとともに、具体的な連携の仕組みを検討し、課題解決に取り組む体制を整備した。また、庁内連携会議とともに作業部会を設置し、具体的な業務フローやシステム開発に向けた検討を行っている。

（2）事例検討会の実施

D V相談に造詣が深い専門家がスーパーバイザーとして、支所の相談員が出席するケース検討会において、専門的な指導・助言を行うことで、対応力強化につなげる。

6月以降、月1回程度開催。

スーパーバイザー職務内容

.....相談員を対象とするケース検討会を開催し、専門的な指導・助言を行う。

（3）D V被害者支援研修の充実

初任者、経験者それぞれに必要な研修を行い、D V被害者支援の対応力を強化する。

D V被害者支援者研修会

対象：D V被害者支援団体連絡会構成員及び庁内関係課

初任者向け（平成30年度新規）.....6月27日実施

経験者向け.....2月頃実施予定

D V防止研修（研修担当課との共催研修）

対象：全職員、9～10月頃実施予定

（4）D V相談支援専門員の設置

支所の相談員に日常的に指導・助言を行う非常勤職員を人権・男女共同参画担当課に配置することにより、対応力強化につなげる。

職務内容（予定）

日常的には各支所を巡回し、ケース記録を確認し、対応についての指導・助言を行う。

各支所の相談内容や事例、ケース記録から、相談対応の課題を把握し、全体的な相談対応力の向上・平準化を目指した専門的な指導・助言を行う。

各支所のケース検討会に出席し、指導・助言を行う。

その他、D V被害者対応力向上のために必要なこと

7 今後のスケジュール（予定）

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 平成30年9月 | 2 常任委員会（支援センター機能整備報告） |
| 12月 | 支援センター機能整備 DV相談専用ダイヤル業務運用開始 |
| 平成31年4月以降 | （仮称）DV等相談記録管理システムの開発 |

8 その他

支援センターの機能整備については、保健福祉センターの組織体制にかかる検討と並行して調整を図りながら検討を行う。

配偶者暴力相談支援センターの業務について

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に掲げられている業務

～「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」より（抜粋）～

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

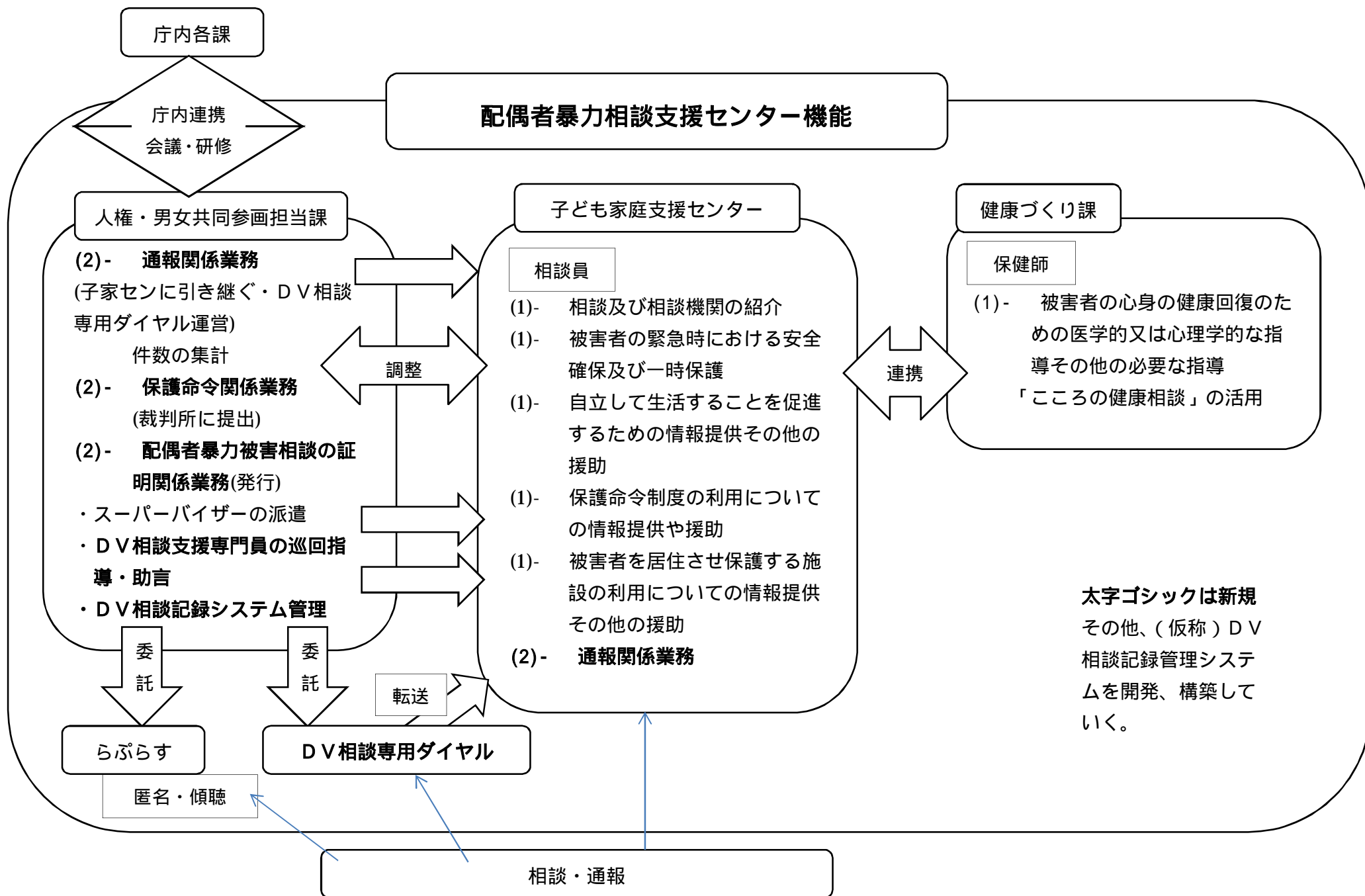
2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

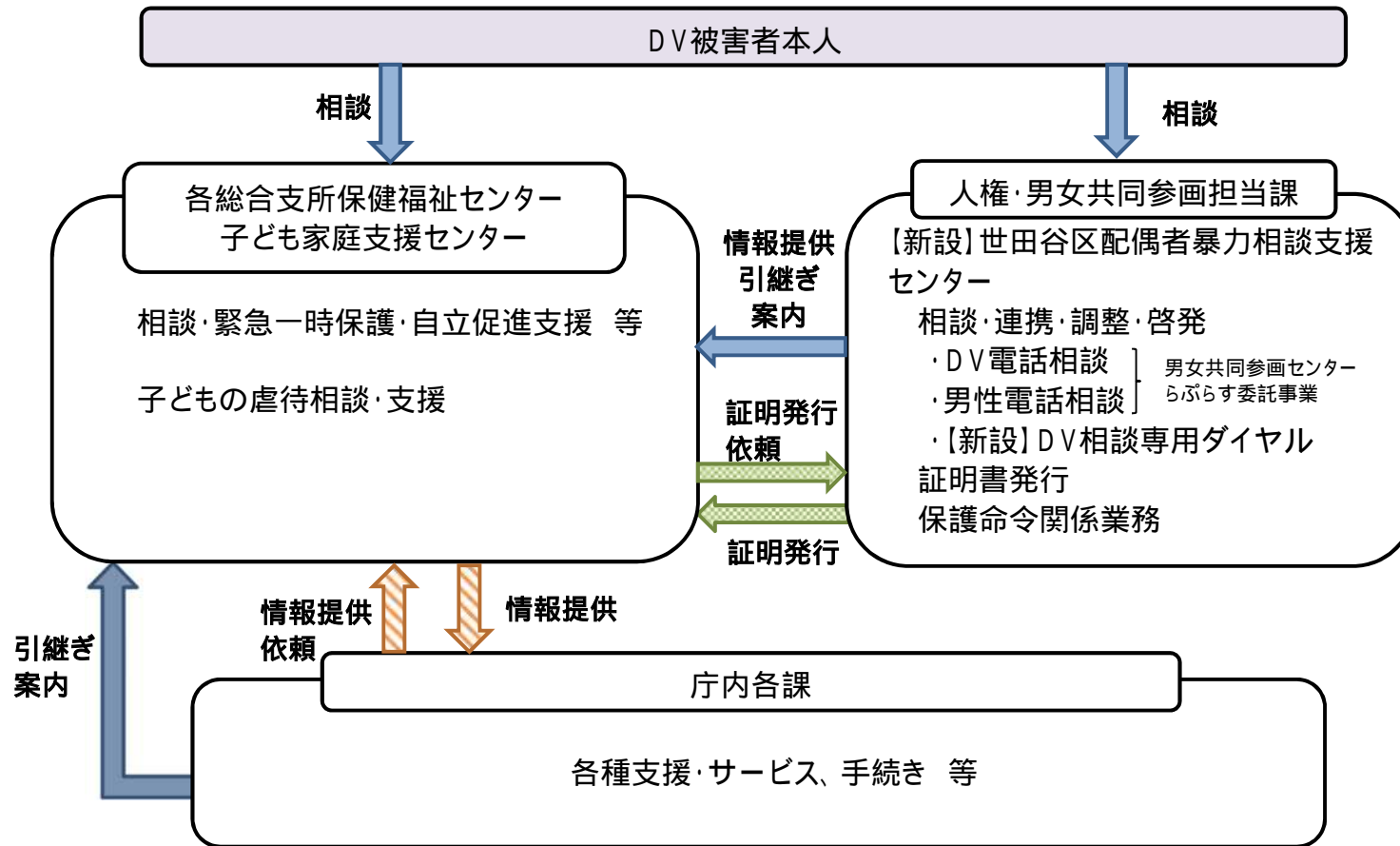
| | 第3条3項で規定している機能 | 区で実施している所管課等 |
|---|---|---|
| 1 | 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 | 生活支援課子ども家庭支援センター（以下、子家セン） |
| 2 | 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。 | 子家セン 健康づくり課 （すでに民間シェルターに入所している場合は、そこから医療機関に繋ぐケースもあり） |
| 3 | 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。 | 子家センでシェルター、宿泊提供施設等への入所依頼・同行を行う |
| 4 | 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。 | 子家セン |
| 5 | 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。 | 子家センで弁護士・法テラスを案内（相談は本人が行う） |
| 6 | 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。 | 子家セン |

2 配偶者暴力相談支援センターとなることで新たに実施できる業務

| | | 業務内容 | 実施する所管 |
|---|------------------|---|--------------------------|
| 1 | 通報関係業務 | 通報を受理し、DV被害者本人に配偶者暴力相談支援センターや子家セン、また緊急の場合は警察に相談を行うよう伝えてもらう | 子家セン 人権・男女共同参画 担当課 |
| 2 | 保護命令関係業務 | 接近禁止命令や電話等禁止命令、退去命令等の保護命令の審理にあたり、裁判所の求めに応じた書面の提出を行う | 人権・男女共同参画 担当課 |
| 3 | 配偶者暴力被害相談の証明関係業務 | 健康保険や国民年金、母子・父子・寡婦法に係る手続きに使用する、配偶者暴力相談支援センター等に相談した事実の証明書を発行する | 人権・男女共同参画 担当課 |

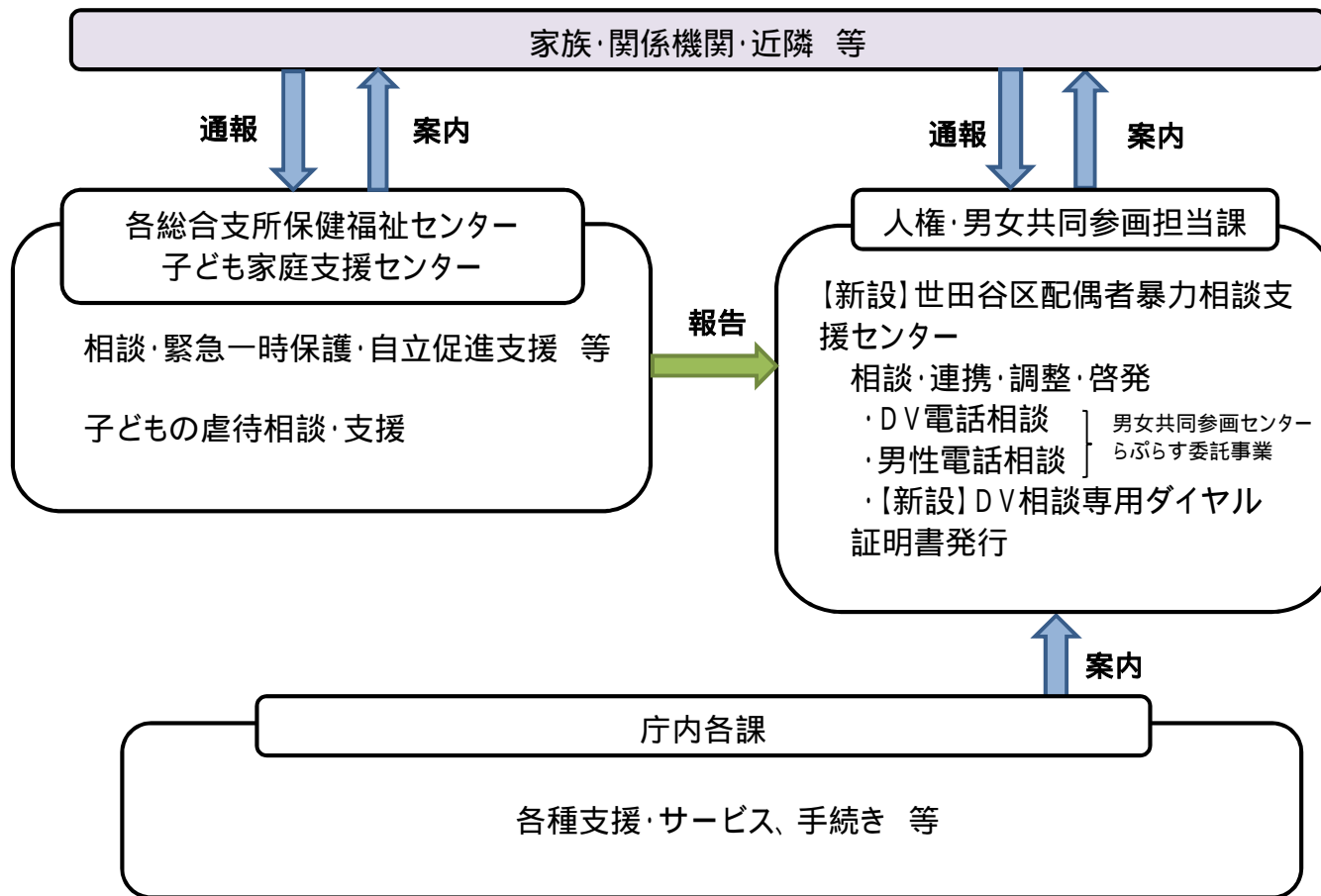


D V相談の流れ



相談を受けた場所に関わらず、即時の緊急性がある相談を受けた場合は、警察を案内する。
 上記の緊急対応後、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターへ情報提供を行う。
 児童虐待を含む場合は各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターに繋ぐ
 高齢者虐待にあたる場合は各総合支所保健福祉センター保健福祉課地域支援担当に繋ぐ。
 障害者虐待にあたる場合は各総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当に繋ぐ。

D V 通報の流れ



通報を受けた場合、DV被害者本人に、配偶者暴力相談支援センターや子ども家庭支援センター（夜間及び土日祝日・即時の緊急性がある場合は警察）へ相談を行うよう伝えてもらう
児童虐待にあたる場合は各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターに繋ぐ
高齢者虐待にあたる場合は各総合支所保健福祉センター保健福祉課地域支援担当に繋ぐ
障害者虐待にあたる場合は各総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当に繋ぐ

…新しく追加となる業務

